

開催日：平成19年12月6日

会議名：平成19年第5回定例会（第2号12月6日）

○（八木 浩議長）

次に、大伴雅章議員。

（大伴雅章議員登壇）

○（大伴雅章議員） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目、「障がい福祉施策」についてでございます。

御承知のとおり、昨年、平成18年の4月に、今はやりの偽装表示の元祖のようなというふうにも言われております障害者自立支援法が施行されました。そして、10月に完全施行されました。この乙訓の障害者施設では、この法を受けてですね、5年以内に新事業体系に移行しなければならないということになっておりまして、それに伴い、各施設の報酬単価が変わる中、当事者、保護者、事業者の関係者すべての方が迷い、悩んでおられるという実態がございます。

特に、今日、まず議題とさせていただきたいのはですね、その中でも緊急的な課題として、毎年のごとでございますが、来春、養護学校卒業予定のですね、そして、生活介護を希望されておられる重度の障害を持たれる6名の方と、そして、今年ですね、卒業されて生活介護を希望されておったんですけど、残念ながら、その願いをかなえられなかった1名、合計7名の方の進路について、非常に緊急的な問題だとされておるわけでございます。このことに関して、まず質問をさせていただきたいわけでございますが、じゃあこの問題はですね、毎年毎年、数は違いますけれど、必ず起こる問題でございました。じゃあ今までどうしていたのかというふうなことを少し点検をする必要があろうかというふうに思います。

少し確認をしていきますと、御承知のとおり、昭和42年でございました。今の粟生の地にですね、府立の向日が丘養護学校が開校いたしました。学校が開校するわけですから、それ以来ですね、多くの方々を卒業生として輩出されたわけでございますが、その中でも特にですね、皆さん、就労であるとか、施設に通所であるとか、入所であるとか、いろんな進路があるわけでございますが、特に重度の障害を持たれる方の進路については、なかなか困難な状況にあった。これは何も、私どもだけでなく、日本全国共通の課題であったわけでございます。そんな中、在宅を余儀なくされたですね、重度の障害を持った当事者の方あるいは保護者の方はどのようにしたかと申し上げますと、やはり多くの方は仲間を募ってですね、無認可のいわゆる共同作業所を何とか立ち上げられて、そして、その生徒さんの進路を保障していったという歴史がございます。初めのころはほとんど行政からの援助もなかったというふうなことでお伺いしております。

かなり歴史でございますが、端折って説明いたしますと、ついに初めて、行政的にやっと手が入られたというのが昭和58年のことでございます。これは長岡共同作業所の生徒さんを中心にですね、何とか措置しようという動きがございまして、二市一町で公立ですね、今もございますよね、乙訓福祉施設事務組合、組合立ですね、具体的には若竹苑でございますけれど、通所授産、身障と知的ということで、それぞれ20、30の定数で立ち上げられたわけございまして、そこに共同作業所に行っておられた何人の方がそこに行かれたわけでございますが、当時でも問題があったのは、すべての在宅の方がそこに措置できたかといったら、そうではなかった。しかも、通所授産、これ、専門用語で非常にわかりにくいんですが、つまり、軽度の障害の方を措置するという施設の看板を国から認可をいただいたんですが、実態はなかなかそうはいきませんでした。かなり重たい方も入れざるを得なかったというふうな問題も残りました。

さらに、今もそうなんです、問題が残っておりますのが、公立でやってしまった。ということは、毎年毎年、絶対に必ず卒業生が出てくるわけございまして、これ、毎年きちんと公立でできるならば、公立でやるべきだったというふうに思いますが、そういうふうなことが、今、若干いろんなところでも議題になっている話なんです、その後ですね、当然共同作業所、ほかにも残りました。まず、順番で申し上げますと、昭和63年、64年でございます、今の乙訓福祉会の前身の乙訓の里、これ、今の乙環の土地のところに、向日市から何とか行政で持ってきて、本当に古いバラックで、私も何回も行きました。共同作業所、名ばかりでございます。共同ではございません。本当に重度の障害を抱えたお母さんたちが手内職をして、一生懸命やっておられるというのがその当時の実態でございます。そして、機運が高まりまして、言いましたように、63年、平成元年、乙訓のプロジェクトチーム、二市一町のそれぞれ担当者が出てきてですね、そこで何とか法人化のお手伝いできないだろうかということで、平成2年に法人化ができたわけでございます。

ちなみに、私も、そのとき、長岡の代表としてプロジェクトチームに入らせていただきまして、いろんな実態をかいま見させていただいて、勉強させていただいた覚えがございます。

その後ですね、端折って言いますと、ごくだんだん直近になってくるんですけど、長岡には実態的に一文橋にどんぐりさん、そして、あらぐさんが粟生から下海印寺行って、久貝と、これは非常に流浪の流転の共同作業所人生を送られたわけでございますが、この2つを何とか法人化していこうということで、平成11年以降ですね、行政がかかわった中で、向日市の篤志家がおられましたから、どんぐりさんを母体に、いわゆる向陵会を立ち上げた。一方では、あらぐさん、一生懸命本当に重度の障害の方も、無認可ながら持っていていただきまして、かなり行政的には無理を言ったんですけど、最終的には、今の井ノ内の地に法人化をなされたと、こういうふうな経過があるんですけど、つまり、言いたかったんは、何とかしてほしいということで、まず自ら立ち上がって無認可の共同作業所なるものを立ち上げられた。そして、行政は何とかそこに援助を差し伸べながら、本当に無

理言うてたんですよ。法人は定員があるんです、20とか30。これはやっぱり約束守らなあのんです。ところが、無認可さんというのは、その名のとおり、無認可ですから、ある程度融通がききました。今までの進路でございますと、具体的にあらぐささんに一番御迷惑かけたと思うんですが、医療的ケアの必要なお子さんもたくさんとっていただきました。ということで、何とか進路を確保してる。そのために行政はきちんと市単費で無認可の作業所に関する補助金をつかったという経過もございます。今もでございます。主に設備補助だったというふうに思いますが、こういう経過の中で進んできたわけだというふうなことを、ひとつ押さえておきたいというふうに思うんです。

しかし、現在は、この重度の方をとっていただける無認可の共同作業所はないんですね。法も変わりました。こういうあたりで、本当に今言いました6人プラス1人なんですけれど、もう行き場がなくなっている。じゃあどうしようというふうな話の中で、多くの関係者が、今年春立ち上げられましたね、乙訓圏域障害者自立支援協議会、この中でひとつ問題を検討してもらおうじゃないかと、こういうふうなことになったわけでございます。

自立支援協議会については、いろんな議員諸公の御意見がございますね、やっとな行政が動いていただいて立ち上がったんですが、少し余談になりますが、乙訓のこの自立支援協議会、非常に他の圏域の協議会と比べて機能しております。ただ、惜しむらくはですね、二市一町が集まったわけでございますんで、若干の市町村格差がございます。本来はやっぱり障害者のこの自立支援協議会の役割というのは、いわゆるケアマネジメントなんです。1人1人の手だてをきちんとしていくというのがやっぱり役割と、そして、そこのとこの相談、事業者に対する中核的な役割を果たすんですが、まだその役割が若干果たしていないというのが、今のところの評価なんですけれど、いずれにしても、例えばその中で3つ部会をつくっていただきまして、サービス調整部会でこの問題をいろいろと検討していただいたわけなんです。数的な部分で言いますと、7月から11月まで7回開いていただけてます。5カ月間に7回、私も元行政マンでございましたんで、この手のたぐいの会議というのは1カ月に一遍開くのが大変なことがございます。そんな中で7回開いていただいた。もう数だけでもすごい。また、中身もきちんと報告書を出していただきました。10月に中間報告が出ています。だれが出したんだというのは、協議会が出したということになっておりますが、ちなみに、京都府さんも、長岡京市あるいは向日市、大山崎の行政あるいは保健所、医師会、そして、いわゆるサービス事業者ですね、そして、保護者の代表の方、こういう本当に多くの方がこの報告書を取りまとめられましたんで、今、私が問題提起した部分について、少し触れられておりますんで、少しこの部分を御紹介した中で質問させていただきたいと思っております。

多分市長、理事者の皆さんもお手元にあると思っておりますんで、3ページでございます。

3ページの上から2行目をちょっと朗読させていただきます。

若竹苑には、現実問題として定員にあきがあり、また、公立として受け入れる姿勢を持つということが大切である。しかし、前述したように、若竹苑での生活介護事業について

は、制度として初めてのことであり、職員の確保、介護の方法の習得、物理的な場所、予算の確保、議会、被利用者の理解といったことが必要である。また、若竹苑を構成する二市一町は、若竹苑と協調した新たな事業への取り組み、予算の確保、各市町内での理事者、議会の理解が必要であると論議された。また、他の福祉施設から若竹苑で生活介護事業を行う職員の研修の受け入れ、介護の方法の指導など、さまざまな協力、援助が必要である。若竹苑の平成20年度生活介護事業では、新規の取り組みでもあり、平成19年度卒業生全員を受け入れすることについては難しいと思われる。それぞれの施設が特性を持ちながらも、多様な障害に対応できることが望ましいが、現実には障害特性に応じた施設も必要であり、既存の生活介護を行っている3施設にも、1名もしくは1名以上の受け入れを望むというふうな報告書を提出されておるわけでございます。

1番目の質問といたしましては、このことに関して、現在、長岡京市としてどのようなお考えかというふうなことを、まずはお聞きをしたいというふうに思っております。

次に、表題にございます中長期的な課題でございます。

同じく、この報告書の3ページ、その続きにも書いてあるんですよ。この問題は、毎年毎年、人数は異なりますが、先ほど言いましたように、何人か出てこられるんですよ。じゃあどうしていくんやと。緊急的な問題、当面の話どうやと。次に、例えば向こう5年間でございますと、この養護学校の調べでは、そういう対象になる生活介護を御希望されるような重度の障害者は34名おられるという、一応養護学校の調べの直近で。しかし、それだけではなくですね、長岡京市から向日が丘養護学校だけじゃないんですよ。呉竹とか、あるいは、鳴滝の養護学校に行かれておりますし、普通学級の中の障級の方、今、非常に重い方がおられるというふうに聞いております。34名というのは増えることがあっても減ることのない数字が実態なんですよ。これらの生徒さんの進路をどう保障していくんかというふうなあたりで、ここの中間報告、これ、次は読みませんが、もう具体的に言いますと、現実的には今もあるところをふやしていくか、あるいは、支店みたいにつくっていくか、これしかあらへんやろみたいなことを提言で言うてはるわけです。しかしながら、予算措置も要りますし、大変なことなんですよ。ですから、当面、そやけど、まずやらんなんのは、法人さんあるいは若竹苑も含めてですが、その辺の意向といいますか、その辺等やっぱりしっかり見据えて、協議していくということが必要かというふうに思われます。その辺の進捗状況、考え方をお聞きするものでございます。

次、「障がい福祉」の3点目、ガイドヘルパーについてでございます。

端的に言いますと、需要と供給のバランスが崩れているようでございます。つまり、需要が多くて、供給が少ない。供給、つまり、ガイドヘルパーさんなんですよ。御承知のとおり、障害者の方々にはやっぱりいろんな支援が必要です。その中で一番典型的、具体的な制度、一番初めにできた制度が、特に視覚障害者のためのガイドヘルパーでございました。今はですね、視覚障害者だけじゃなくて、多くの障害を持った方に対してのガイヘル制度というのはあるわけでございますが、その需要と供給が崩れている。法が変わった

というふうなこともございますが、京都府さんが、行動援護はやってくれはるんですけど、なかなかやっていただけない、こっち側の理屈ですよ。というふうなこと、講習会がなかなかできないというのが実態だそうでございます。

1つお聞きしたいんですが、本当の若干予算がかかりますが、市でですね、もちろん委託してなんですけど、事業者に。そういう講習会を持って、いわゆる需要と供給のバランス、つまり、障害者の方のニーズにきちんと対応できるような体制を整えていただくことができないでしょうかというのが質問です。

さらに、各論ですが、視覚障害者、特に今、足りません。視覚障害者協会から要望書も出ているようでございますが、今まで京都の視覚障害者というのは、北大路の千本にございますライトハウスというのがありまして、非常にすぐれた活動をされてこられたんです。リーディングされてこられたんです、国の視覚障害者の問題について。ところが、制度が変わった、法が変わったせいかわかりませんが、少しちょっと勢いが落ちてきたという実態がございまして、なかなか講習会ができない。今までも市単独で、具体的には社協さんですけど、毎年、ガイヘル、視覚障害者のガイヘルさんあるいはボランティアさんの養成やってきたけど、なかなか活発にできてないということで、具体的に言いますと、視覚障害者協会から要望が出るようにニーズが足りない。これもあわせて御検討いただけたらというふうに、これも質問でございます。

次、あと2点は、少しこだわりなんですけど、名称でございます。

全然予算に関係ない話で申し上げたいんですが、私も、この問題をいろいろなところで聞いておりまして、びっくりしたことがございます。ガイドヘルプ事業になっているんですね、長岡。日本全国、ガイドヘルプ事業なんです。ところが、長岡京市の場合はサポートヘルプと言ってたんです。何でもかといいますと、平成10年ごろでございます。その当時、視覚障害者だけのガイドヘルプやったんですが、いろんな全国的な流れの中で、例えば知的障害者のガイドヘルプを国が制度化しようやないかという情報をつかみました。そして、いろいろ市長がリーダーシップとっていただいて、半年前倒し、つまり、市のお金全部で長岡京市は知的障害者のガイドヘルプをやった。制度が、法律ができてから、お隣もついてきてくれはったんですが、そのときに考えた。視覚障害者やったら、まだガイド、案内ですよ、日本語で。案内、知的障害者とかほかの重度障害者に案内でいいんやろうかと。違うよなど。自立支援やなというふうに思ったんです。自立支援する、つまり、サポートなんですよ。だから、サポートヘルプにしたんです。ところが、知らん間にガイドヘルプになってまして、何でこんな後退したんかなと、その辺ちょっとお聞きしたいんです。やっぱりそのこだわりというか、長岡京市がしっかり自立支援を理念に入れた事業をやってきたというあたり、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思いますし、できましたら、もう利用者にはサポヘルさんお願いしますという電話かかってくるんですよ。ガイヘルさんて言わはらへんですよ。サポヘルさんお願いします。非常に定着している名前ですので、あえてそうした理由と、何とかもとへ戻ってもらえないかということをお聞

きしたいと思います。

次の質問ですが、内容的には同じでございます。以前から、本会議でも、委員会でも、私、言い続けておるんですが、「障がい」の「がい」表記でございます。

先ほど、梶原議員がおっしゃいましたように、先月、10月ですかね、江別市と釧路市へ行きました。北海道へ行きました。違うことを学習していったんですが、私、組織表見て、市の、びっくりしました。障がいの「がい」が平仮名表記でした。いろいろ視察終わってから、議会事務局の方に聞いたんですよ。これ、すごいですねって聞いたんです。向こう言わはりました。ええ、違うんですか。うち、これなんですよ。非常にわかりやすいですよ。北海道の多く、道内、平仮名なんです。

今回のこの一般質問書の中でも、平仮名表記でしていただいている議員さんもおられますけれど、非常に一般化しておるわけでございます。

今まで、聞いてた中で、1つ答弁としてあったんは、法律上、仕方ありまへんのやと。日本の法律は障害者福祉法のこの字使うてまんのやという話、そらしゃあないかなと思っただんですけどね、今、もう北日本あるいは東日本、非常に一般化しておりますし、全国でさまざまな動きがあるわけでございます。そのとき、もう1つ言われたんは、条例・規則変えるの大変やと。私も調べてみました。すごいどのページにも、税なんか特に障害者の「害」書いてございます。そら確かに大変やと、納得しました。規則も含めてね。そんなんはね、まだ言いません。何か法律変わったときに一緒に変えたらいいだけの話でございますんで、今回、せめてですね、市長さん、市長選挙に出るときも公約に、市長さんの公約には平仮名表記でございました。多くの方が平仮名表記をされてあった。非常に感動したんですけども、まちの様子もそういうことでございます。このタイミングで、ぜひ、せめて市役所の課名ですね、「障がい福祉課」の「がい」を平仮名表記にされたら、やはり私どもの市の市長さんの姿勢が出るんじゃないかというふうに思います。どうぞ前向きの答弁をお願いをいたします。

次、2つ目の防犯対策についてでございます。

まず、1番目でございますが、これもね、去年の2月でございました。私どもの会派で磐田市、静岡県のジュピロ磐田の磐田でございますね。視察へ行って、3月に私の仲間の進藤議員が一般質問なされました。いわゆる青い色の防犯灯をつけたら、たまたま非常に防犯件数が減ったという話、科学的根拠なかったんですけどね。いろいろ勉強しましたら、スコットランドのグラスゴーというのが一番初めにやらはったそうです。今、はやりの景観でやらはったんですよ。きれいやからということで。結果論として、今まで、要は、街頭犯罪があったんが非常に数値が下がったというふうなことを発表なされて、日本の多くの都市でそれをやらはった。その1つが磐田市やったんですけど、それを受けてですね、私も自分の町内で1回やってみようかなと思って、市に御相談かけましたら、私、八条が丘に住んでおりまして、長中側の道3本、防犯灯を市が負担していただいて、六小側の道4本、合計7本、1,000円以下です、1本。それでも負担していただきました。同

時に、管理組合にお願いして、私ども、自転車置き場、今、順次増やして、今、約100本弱です。夜ですね、パンビオの前には及びませんが、ずっと毎日、クリスマスみたいになって、これは景観です。結果ですね、1年間やりまして、今まで、自転車とかバイクに対するいたずらあるいは窃盗、盗難ですね、空気抜いたり、物すごく多かったです。1カ月に二、三回、私、聞いておりました。ところが、1カ月、これ、科学的根拠ないけれど、事実なんはゼロなんですよ。これは犯罪心理学者の分野でね、何かというのはわかりませんが、似たようなところもございまして、こういうふうなこと結果出ましたんで、市として進めていかれる意向はないかというのが質問でございます。

次に、同じ青色でございますが、今回の補正予算に計上していただきました。すごいなと思います。さすがにやっぱり情報キャッチして積極的にやっていたらいいんやということのを大いに評価します。しかし、青色パトロールカーを民間で走らせなさい、抑止力になるからと、こういうふうなことでございました。府の方から補助がついたんで、今、申請されておられるわけなんですけど、実際、来たときに、運用の問題なんです。せっかくあるのに、本来言うたら、24時間ずっと走らせとくのが一番有効なんですけど、そこまでは言いませんが、週1回とか、それはもったいないですよ。だから、そういう意味で、具体的に3番目の問題、書いてあるところにもつながるんですけど、長岡京市の中でそれぞれ地域で防犯活動やっていたらいいんですけど、特に子どもたちの安全ということで、朝、校区単位でやっておられるところがある。それと、片や、防犯委員さんというのがあって、そこはいいんですけど、その辺の連携というのは、いま一つ、なかなかいってない。これを契機にですね、その辺の地域の組織、自主防犯、自主防災会みたいな、校区単位ぐらいでできたらいいかなと思うんですけど、そういう組織づくりと、防犯委員さんに具体的にお願いをして、例えばですね、週に1回ぐらいやったら、1時間ぐらいやったら乗ってもいいよとかおっしゃる方を発掘していくと、非常に自分とこの町内だけ違くて、それはもう小学校区ぐらい回るわという話になろうかと思うんです。そういうふうな働きかけをぜひしていただきたいという要望も含めてなんですけど、その辺、お考えはどうかということをお聞きします。

最後の質問です。

学校についてという表題を上げております。

まず、1番目でございますが、教育委員会と学校の基本的な考え方でございます。一般論で先に申し上げました。あくまで一般論でございます。ちょっと前の一般論でございますが、ふだんは教育委員会の関与が必要以上に強く、学校の主体的な活動を制約しているんですよ。いざ学校で何か問題があったとき、学校やみたいな話になっててね、いろんな批判があったんです。平成10年でございますが、これ、国の中央教育審議会が答申を出しました。中身はもう詳しく申し上げませんが、簡単に言うたら、権限委譲なんです。学校の裁量権を増やしていきなさいという中身の答申でございます。それ以来、本市の教育委員会でもいろんな工夫をしていただいてね、そのような方向に持っていておる

わけでございます。なかなか法の壁とかいろいろございまして、具体的には、やっぱり「人、物、金」なんですよ。人の場合は、京都府さん、多くの都道府県そうなんですが、人事権は大体都道府県、京都府が持つてはる。職員さんの異動ですね。これはちょっと時間かかるなど。うちでできるのはやっぱり物と金かなど。いろいろやっていただけてます、工夫を。しかしながら、もう少し具体的に例えばで言いますと、学校の修繕費なんかは、非常にすぐ直さんならんという話が多ございます。このあたりを校長さんの権限委譲をされたらどうかという御質問ですし、さらに進めるものは進めて、学校の主体性、やっぱり校長さんにしっかり責任を持って教育を進めていただく。それがやっぱり今言われてます、地域との連携、コミュニティ・スクールと言われている中で、やはり早道ではないかと、こういうふうを考えるわけでございます。非常に細かい話で恐縮なんですけど、その辺、大きな問題があるという中でお答えを願えたらというふうに思います。

最後の質問になります。

学校応援隊の公募についてと、意味がわかりにくいようなこと書いておりますが、これは、実はですね、今、非常に学校現場は多様化しております。実際にヒアリングをしておりますと、校長さん、教頭さんというのは非常に多忙でございまして、雑用に追われておられるという実態があるわけでございます。

そこで、私どもの市では、以前は用務員さんがおられてということなんですが、今、半分ぐらいが大体シルバーさんに委託をされてね、お手伝いをしていただいておりますので、非常にそのこと自身はいいことだというふうに思うんですけど、やはりシルバーに契約しますと、ここからここまで、この時間に掃除してください、この時間に教育委員会に文書取りにいらしてください、こういう契約はもう必ずやってくれはります。この契約にない話はちょっと頼みづらい。ついつい校長、教頭が雑用をやってしまうと、こういう実態だそうでございます。このことだけではないんですけど、本当にちょっとした学校のお手伝いというのは、実は地域の者ができるん違うかと。これ、こういうことであえて言うわけじゃないですけど、来年の4月から団塊世代の退職、我々世代なんですけど、将来どうやって生きていくのやという話の中で、やっぱり地域の中で学校のお手伝いもしてというあたりで、有償とか、無償とか、いろいろ方法があろうかと思っております。そういう学校の応援隊といいますか、学校の協力者を公募していかれて、さらには、もう一歩、私どもは去年の今ごろ、会派がですね、公約として上げた「小さなまちの小さな市役所」、学校を中心とした校区づくり、コミュニティづくりという第一歩になるんじゃないかというふうに思っておりますので、そのことについて、教育長のお考えをお聞かせ願えたら大変ありがたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○（八木 浩議長） 小田市長。

（小田 豊市長登壇）

○（小田 豊市長） 大伴議員の御質問にお答えをいたします。

まず、緊急的課題としての養護学校卒業生の中の生活介護該当の重度の方の処遇についての御質問にお答えをいたします。

向日が丘養護学校の平成19年度の予定卒業生のうちの6名及び昨年の卒業生1名が、生活介護サービスが受けられる施設への通所を希望されているところでございます。

しかし、乙訓管内で生活介護サービスを実施している施設は、あらぐさ福祉会、乙訓福祉会及び乙訓ひまわり園の3カ所しかなく、いずれの施設も定員いっぱい状況でございます。

そうした状況から、19年度卒業生の進路を保障するため、若竹苑におきまして、平成20年4月から生活介護サービスを付加した事業の展開につきまして、現在、検討、協議が進められているところでございます。あわせて、3法人につきましても、卒業生の受け入れにつきまして、引き続き協議してまいりたいと考えております。

次に、中長期的課題として、19年度から23年度、向こう5年間で、重度の障害により生活介護を必要とする方の進路保障のためにも、法人や公営の受け入れ施設の検討が必要ではないかという御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、平成19年度から23年度までの5カ年に生活介護を必要とします向日が丘養護学校卒業生が約34名おられる状況でございます。本市といたしましても、こうした現状及び今後のサービスの必要性が見込まれる中で、いかにそれにこたえる方策を見出していくかが大きな課題であると認識をいたしております。

そうしたことから、今年5月に設置をされました自立支援協議会の中に、養護学校卒業生の進路問題を検討するサービス利用調整部会を設置をして、喫緊の問題である19年度卒業生の進路保障とあわせまして、今後の受け皿づくりについての方策が検討、協議をされているところであります。また、養護学校卒業生の進路問題は、乙訓二市一町の共通課題でもありますことから、障害担当者間におきましても、鋭意協議を進めているところでありまして、利用ニーズにこたえていくためには、新たな受け皿の構築が不可欠であるとの共通認識をいたしております。

具体的な受け皿の構築につきましては、議員御指摘の分場または増床を含めまして、あらゆる選択肢を検討していくことが必要であると認識をいたしております。今後とも自立支援協議会及び乙訓二市一町で鋭意検討、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

なお、その他の御質問につきましては、教育長、総務部長、健康福祉部長からお答えをいたしますので、よろしく願いをいたします。

○（八木 浩議長） 芦田教育長。

（芦田富男教育長登壇）

○（芦田富男教育長） 大伴議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、権限委譲についてのお尋ねでございますが、各学校への予算にかかわる権限委譲は、既に平成17年度予算より、施設環境の充実事業において、学校ごとに全体額を示し、その内訳ごとの内容、すなわち、執行できる修繕費、例えば、ガラス修繕や建物維持管理、給食設備維持管理及び教材備品あるいは事務用品等を含む額を校長裁量にゆだね、特色ある学校づくりの創出に努めているところでございまして、そういった予算編成を実施し、執行しているところでございます。

また、学校建物修繕に関しては、小中学校14校体制以降、長岡第三小学校に作業棟を設け、ここで学校の施設維持修繕ができる体制を確立しております。この作業棟では、各学校から修繕内容を示したカードが教育委員会の方へ提出され、そのカードの内容を確認し、作業棟で補修できるか、業者へ発注するかを決定し、修繕を行っているところでございます。

今後は、以上の修繕にかかわる体系的な内容を踏まえ、議員御指摘のように、少しでも校長裁量の拡大につなげていけるよう努力をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、2点目の、用務技手のシルバー委託による弊害の御指摘でございますが、学校における用務そのものは多種多岐に業務が分かれております。シルバー委託している業務内容そのものは、学校用務の中で一定対応可能と認識しているわけでございます。しかし、学校現場はさまざまな用務が発生し、それに専門的に対応し得る人材を発掘・確保しておく必要があると言えます。議員御指摘のように、年々多くの団塊世代の方が退職される状況になり、各学校ごとに一層地域での人材の発掘の可能性が高まり、また、必要になってくると考えます。

これからは、学校と地域との連携がより強く求められていくことから、学校支援に必要な人材を地域で発掘し確保していくことはますます重要になってくると考えております。

現在、市のホームページに学校における支援ボランティア等の募集を掲載し、各学校のニーズにあった募集と対応をしているところでございます。議員お尋ねの地域からの公募につきましては、次回更新時から学校の要望あるいはニーズにあった項目を加味し、幅広く多種多様な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○（八木 浩議長） 山本総務部長。

（山本和紀総務部長登壇）

○（山本和紀総務部長） 大伴議員の質問にお答えをいたします。

防犯対策についての1点目、青色防犯灯のさらなる設置についてでございます。

昨年3月議会で進藤裕之議員の御質問にもお答えをいたしました。青色防犯灯の効果等につきましては、現在、検証を継続しているところでございます。

八条が丘地域では、駐車中の車が傷つけられる事件が多発したこともございまして、団地の管理組合では、自治会の協力を得られまして、管理されている蛍光灯の一部を青色防犯灯に交換をなさいました。

これにあわせまして、市では、周辺7カ所の防犯灯を青色に変更いたしまして、事件が減少するかどうかを検証いたしているところでございます。友岡地区におきましても、同様の事件があったことから、1カ所に青色防犯灯を設置をいたしております。

しかしながら、最近の報道におきましても、青色防犯灯は一定の犯罪抑止に貢献はしていると考えられておりますが、科学的根拠はいまだに結論づけされてはおりません。

今後とも、経費も含めまして、先進自治体の状況や警察の所見等を十分に勘案をいたしまして、自治会等へのモデル的導入の方向性を見定めてまいりたいと存じます。

2点目、青色防犯パトロール車の導入についてでございます。

本年度の京都府地域力再生プロジェクト支援事業といたしまして、長岡京市防犯委員会が採択申請をされまして、その補助金等を財源にパトロール車を導入、地域の防犯活動を充実させようとするものでございます。

今議会に御審議いただく補正予算案で、市防犯委員会の事業経費への防犯活動事業補助金を増額計上いたしております。パトロール車の導入配置は、防犯委員会の地域パトロール活動の活発化と犯罪抑止に役立てていただけるものと、大いに期待をいたしております。市でも可能な範囲で支援をしてみたいと存じます。

3点目の、防犯委員の積極的活動の支援についてでございます。

本市の防犯活動は、昭和54年5月に発生をいたしましたワラビ採り主婦殺人事件を契機にいたしまして、大きく展開をいたしてまいりました。

以来、自治会推薦によりまず防犯委員で構成されます防犯委員会を中心に事業展開を図っていただいておりますが、「安心安全で住みよいまちづくり」は、行政の取り組みだけではなく、市民の皆さんの防犯意識向上により推進されるものでございます。

今後とも、委員会の組織の強化や事業活動にあわせまして、防犯関係団体等との連携強化を図りながら、一体的な防犯活動を構築してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁といたします。

○（八木 浩議長） 岩崎健康福祉部長。

（岩崎義典健康福祉部長登壇）

○（岩崎義典健康福祉部長） おはようございます。

私からは、1番目の質問の3点目、ガイドヘルパーについて及び4点目、「障がい」表記

の実施について、お答えさせていただきます。

最初に、3点目のガイドヘルパーについてであります。

ガイドヘルパーの需要に供給が間に合っていない現状の中で、地域生活支援に対するガイドヘルパーの講習会の実施ができないかという御質問でございます。

ガイドヘルパーが障害者の社会参加を推進するために必要なサービスであることは十分承知しているところでございます。現在、市単費での講習会はできていない状況でございますが、視覚障害者のガイドヘルプの講習会を含め、鋭意検討してまいりたいと考えております。あわせて、ライトハウスに対し、引き続き協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、サポートヘルプからガイドヘルプに後退した名称の変更についての御質問でございます。

議員御承知のように、地域生活支援事業の必須事業の1つに移動支援事業がございます。屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行っているところでございます。内容的には、身体介護を伴うものか、あるいは伴わない外出かを利用者希望及び実態を見定めた中で、従来のサポートヘルプ、ガイドヘルプと区分することなく、移動支援事業として実施しているところであります。

したがいまして、移動支援事業につきましては、従来どおり、障害者の外出支援及び自立をサポート、支援していく内容には変化ないと認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、「障がい」表記の実施についての御質問にお答え申し上げます。

議員からは、法律も「障がい」と表記されて提出され、全国的にも多くの市町村が実施されている中で、市長も、この機会に「障害福祉課」の名称を「障害」の「害」の字を平仮名とした「障がい福祉課」と変更する考えはないかという御質問でございます。

議員からは、平成17年第1回議会定例会の一般質問において同様の質問をいただいたところでございます。

この「害」の字につきましては、障害者に対する差別、偏見を助長しかねないということで、平仮名の表記を求める意見があることや、障害の「害」の字を平仮名に置きかえる表現方法を取り入れている自治体があることは十分承知をいたしております。

やはり、言葉の表面だけでなく、根本的に障害者に対する偏見や差別解消をなくすための市民の理解を促進し、関心を深めていくことが何よりも必要ではないかと認識しております。

したがいまして、本市としましては、当事者を含め広く市民意識の醸成や議論の深まり及び近隣市町村の状況も参酌する中で対応してまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○（八木 浩議長） 大伴雅章議員、再質問ありませんか。
大伴雅章議員。

（大伴雅章議員登壇）

○（大伴雅章議員） 1点の質問と、2つ、3つ、要望を行いたいと思います。

まず、教育委員会でございますが、無償でということなのですが、有償という選択肢もあるのではなからうかというふうに思っております。御検討いただきたいと思います。

次にですね、名称のことでございますが、ガイヘル、非常に行政的な答弁をしていただきまして、移動支援やからというふうな、それはそのとおりなんですけれど、いわゆる気持ちの問題として、あるいは、誇りの問題として、やっぱりこだわっていききたいというふうに思いますんで、行政ができひんのやったら、せめて社協さんだけでも呼称をもとに戻すとか、そういうふうなことを御検討いただきたいという要望です。

そして、「障がい」の「がい」の表記の問題でございますが、そら御答弁のとおりやと思いますがね、これも市長さんの腹一つやないかというふうな感じもいたしますので、ぜひ、市長さん、ちょっと前向きに一度御検討をいただきたいという要望にします。

質問でございます。

先ほどの緊急的あるいは中長期的に関する答弁に関しての再質問になろうかと思いますが、実際、現実的にはね、やっぱりどこでどう金持ってくるのやという話なんですよ。そらそうや、何とかしなあかんとかわかってんねんけれど、それは、おまえ、どこから金持ってくるねんと。これはもう非常にわかり過ぎた話なんですけど、例えば財源でございますとね、20年度を限度にしとるんですけどね、20年度までやと言うておるんですけど、国が示した特別対策費というのが1,000万円ございますよね。これ、いわゆる新事業体系に移管しなあかんとか、縛りがかかってますけどね、いわゆる施設の修繕とか増床とか、そういうお金で、つかみみたいな補助金なんですけれど、これが来年1月、たしかヒアリングが京都府であるんで、急がなあかんのですけれど、この辺の活用というのが、数少ない財源の中で考えられるだろうし、昨日、一昨日、昨日とですね、政府の方がね、自民党さんと公明党さんがすばらしい、また障害者自立支援法の反省といたしますかね、またいっぱい、もう反省を込めて変更してきはりました。お金もついてきましたよね。そんな中で、きっとそういうお金出てくると思うんですよ。そういう情報をきちんと察知されてね、やっぱり財源の確保をしていく。これが一番でございますよね。その中で有効にやっぱり活用していくというのは、市長おっしゃいましたように、やっぱり二市一町の共通課題で不可欠だと。あらゆる選択肢が必要という御答弁でございましたが、その選択肢の中で、本当に今あるとこ、あるいは、今ある遊休地等をどう活用するかという話だというふうに思うんですよ。

例えば、もう非常に具体的な話になりますけれど、乙訓の里でございましたら、今、やっぱりあの土地がいががなもんかということですね、土地問題もありますよね。乙環との土

地問題もある。その辺の絡みの中でね、何とか今、南側に、1,000万円あったら上等なプレハブ建ちますやんかとかね、そういう具体的な折衝、あるいは、あらぐささんでございまして、今ね、非常に事業者がといいますか、非常に積極的にこのことにも考えていただいているようでございますので、例えばガレージのところに増床をして、横にシルバーさんの駐車場でございますね、その活用とかですね、あるいは、府立の養護学校の話なんですけど、療護施設があいてますよね。こういうふうな、これは府教委との折衝になろうかというふうに思います。二市一町の財産としてポニーの跡地がありますよね。これも選択肢の1つかなというふうに思いますが、晨光苑さんも、昼間、よう考えたら生活介護なんですよ。あれは入所施設ですけどね、その辺の活用とか、いろんなことが具体的に考えられるんですよ。この辺の話になりますとね、そらまあ入り口は事務屋がやるんですけど、ここに座っている部長さん、課長さんなんかが入り口ではやるんですが、最終的にはやっぱり首長さん同士の協議になるんです。二市一町の共通課題だということは水問題と一緒になんです。首長さんがやっぱりしっかりとそのことを認識して、仕事を実際、書いたり行ったりするのは事務屋なんやけども、その辺の方針をね、二市一町の方針をきちっと首長さん同士で確認をしていただく作業は、歴史から言いますと、今井市長も、五十棲市長も、そうであったように、二市一町の中で長岡京市がリーディングしてきた歴史があるんですよ。すべて障害福祉は長岡がリーディングしてきました、あらゆる分野で。ということを見るなら、あるいは、人口構成もそうですよ。あるいは対象者の数もそうですよ。といった意味です。ぜひ、政治的にですね、二市一町の首長さんの御理解をいただくように、市長さん、動いていただいて、そして、具体的には、今私が申し上げたんはほんの一例でございますので、財源確保も含めて、具体的にはこうや、ああやという話をね、早く進めていただきたいと思います。その辺のお気持ちをお聞かせ願えたらありがたいと思います。

以上、再質問とさせていただきます。

○（八木 浩議長） 小田市長。

（小田 豊市長登壇）

○（小田 豊市長） 大伴議員の再質問にお答えをいたします。

るる御要望いただきました。十分参酌をさせていただきたいと思っております。

そこで、養護学校卒業生の生活介護の受け入れ体制と、こういうことで、先ほども当面の課題と、将来の課題と、こういうことで御質問をいただいたところでございまして、どうやはり活用していくのか。基本的には、今、若竹苑の方で、そういうひとついろいろな前提条件を含めまして、現在、御検討をいただいているところでございます。それとあわせて、乙訓二市一町の方では、いよいよこれまた、なかなか不透明な状況でございますけれども、1月にかけてましてですね、来年度の予算編成の体制を進めさせていただくと、

そういう時期でもございます。当然そういった若竹苑の現在検討いただいているいろんな問題点、課題がございます。そういった内容をですね、協議をさせていただいて、そういった中でひとつ対応をしてみたい。そこには、先ほども御意見をいただきました特別対策費という財源、これの活用と、こういう方策もいただいております。これは当然そのあたりも視野に入れて検討すべき内容だろうというふうに思っております。いずれにしましても、そういった乙訓二市一町の、先ほども申し上げました共通課題として協議を精力的に進めてみたいと、こういう考え方をいたしながら、その実現をしていくための経過として、どこにどういう課題があるのかといったような、先ほど、施設面の用地活用の問題も御意見をいただきましたけれども、ソフト面のいろんな対応も出てまいります。あるいは、体制の問題もございます。そういったことも含めて、どこに課題があるのかということは事務段階で協議をさせていただき、それを受けて、我々としてどう対応していくのかということを目下の大きな課題として位置づけをさせていただきまして、ひとつ協議を精力的に進めてみたい、こういう考え方をいたしているところでございます。

以上、大伴議員の再質問のお答えとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○（八木 浩議長） 大伴雅章議員の質問を終わります。